

令和2年度用
令和2年度 39市町村共同事業助成事業概要

(1) 名称	多摩・島しょ広域連携活動助成事業		多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業
(2) 目的	多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、既存の連携活動の活性化、市町村職員の交流および人材育成、ひいては多摩・島しょの魅力を高める。		
(3) 助成対象者	連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等（以下「連携組織」という。企業、学校、NPO等の団体及び多摩・島しょ地域以外の市区町村も参加できるものとする。）		多摩・島しょ地域の市町村
(4) 助成期間	平成22年度から	平成30年度から	平成28年度から令和2年度まで
(5) 助成対象事業	連携組織内の多摩・島しょ地域の市町村が企画・立案し、独自性が表れたもの、かつ連携組織が主体的に実施する多摩・島しょの魅力を高めるもので、東京都市長会会長が必要と認める事業とする。		
	子ども体験塾	観光振興連携活動	一般連携活動
	多摩・島しょの魅力を高める事業であって、子ども（18歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業	多摩・島しょの魅力を高める事業であって、子ども体験塾を除く事業のうち、観光振興に資する事業	多摩・島しょの魅力を高める事業のうち、子ども体験塾及び観光振興連携活動を除く事業
	助成年限：制限なし	助成年限：5年	
但し、施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費は助成対象外とする。 （※備品購入に係る経費について、観光振興連携活動においては、会長が必要と認めたものについてはこの限りではない。）			
(6) 助成金額	子ども体験塾	観光振興連携活動	一般連携活動
	(1) 連携する市町村数が8以上、又は市町村の人口の合計が60万人以上の場合、年間1,200万円以内 (2) 連携する市町村数が5以上8未満、又は市町村の人口の合計が30万人以上60万人未満の場合、年間800万円以内 (3) 上記以外、年間500万円以内	一連携組織につき、事業計画期間における総額として、500万円×事業計画年数（最大2,500万円） ※総額内で各年度申請額を任意に按分することが可能。ただし各年度の申請上限額は1,000万円	一連携組織につき、 (1) 1年目～3年目 年間500万円以内 (2) 4年目～5年目 年間250万円以内
助成対象経費の8/10、あるいは、事業実施に伴う支出額から収入額を控除した額のうち、いずれか少ないほうを助成金額とする。		助成率：10/10	助成率：(1) 10/10 (2) 1/2

【全事業共通】

1. 審査会：市町村長、学識経験者等で構成する「審査会」による審査を行い、助成事業の適正な執行を図る。
2. 財源措置：(公財)東京都区市町村振興協会の区市町村振興助成金を充当する。
3. 事務局：東京都市長会事務局企画政策室

